

実施方針について

資料 5
【議題 2】

I R整備法第6条

都道府県等は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、第8条第1項の規定による選定（民間事業者の選定）に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（実施方針）を定めなければならない。

基本方針 第4-2-(1)-ア 実施方針の策定の意義

実施方針は、都道府県等が、I R区域の整備の実施に関する方針を定めるものであり、I R区域の整備の推進に関して、地域の合意形成を図っていく上での基礎となる構想である。また、都道府県等は、民間事業者の公募に当たって、民間事業者においてI R事業への参入のための検討が容易になるよう、都道府県等として民間事業者に求めるものを明らかにすることが必要である。そのため、都道府県等は、実施方針において、都道府県等として考えるI R区域の整備の意義や目標、I R事業を実施する上で必要となる要件や民間事業者の選定方法などI R区域整備の実施に関する方針を、できる限り具体的に示すことが求められる。

横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針(案)の記載事項		主な内容	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)の主な内容(I R整備法第6条第2項)
第1	はじめに ・はじめに、設置運営事業の名称、事業範囲、事業期間、事業方式、本事業の在り方 等	<ul style="list-style-type: none"> 本書は、国土交通大臣が定める基本方針等に即して、横浜におけるI R区域の整備の意義及び目標、本事業を実施する上で必要となる要件や設置運営事業予定者の選定方法などI R区域の整備の実施に関する方針を、I R整備法第6条の規定に基づく実施方針として定めるもの 本事業を行う民間事業者は、設置運営事業を自らの責任と費用負担により、実施する。 市は、設置運営事業予定者として選定された応募者が公募時に提案した内容を踏まえて、実施協定等に設置運営事業者の実施義務を定めることとする。 日本型I Rは、観光や地域経済の振興、財政の改善への貢献を図る観点から、長期間にわたって、安定的で継続的なI Rの運営が確保されることが極めて重要な前提条件である。 事業期間：35年（事業期間の延長は原則30年、1回） 	
第2	特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項 1 特定複合観光施設区域の整備の意義 2 特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標	<p>1 特定複合観光施設区域の整備の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜は、我が国でも有数の人口・経済規模を有し、陸海空の交通アクセスに優れ、海外への玄関口としての十分な機能を備えている。また、山下ふ頭を含む都心臨海部は、開港からの歴史や文化が残る関内・関外地区や新たな街づくりが進むみなとみらい21地区、美しい港の風景や緑あふれる水際線など、横浜の魅力が集積しており、世界最高水準のI Rを実現するためのポテンシャルを有している。 これらのポテンシャルを活かして、世界最高水準のI Rを実現し、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらすことで、“横浜を世界から選ばれるデスティネーション”に導いていく。 治安や依存症など市民の不安に対しては、国、県、公安委員会、関係団体、事業者等と連携・協力し、徹底的に対策を講じることで、“安全・安心対策の横浜モデル”を構築するとともに、台風や高潮、地震・津波等の自然災害の被害を軽減するハード・ソフト両面の防災・減災対策の充実により防災性の高いエリアを実現する。併せて、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた、新しい生活様式やデジタル技術の活用等の時代の要請を先取するポストコロナ仕様のI Rとして、安全・安心と経済再生を両立する新しい事業モデルの構築に取り組む。 これらにより、長期間にわたって安定的で継続的な「横浜I R」の実現、ひいては「魅力ある都市横浜のさらなる飛躍」と「将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし」を確かなものとする。 <p>2 特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光先進国の実現に向けた日本型I Rの整備の意義を十分に踏まえ、横浜において世界最高水準のI Rを、都心臨海部と一体的に整備・融合し、観光・経済にイノベーション（革新）をもたらすことで、横浜を「世界から選ばれるデスティネーション（目的地）」へ導き、“魅力ある都市横浜のさらなる飛躍”と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を確かなものとする。もって、我が国の観光・経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目標とする。 	<p>特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項（I R整備法第6条第2項第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> I R区域の整備を推進することにより実現を目指す公益 I R区域の整備の実施の方向性について、都道府県等としての基本的な構想及び目標
第3	特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項 1 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要 2 土地の権利関係及びその使用等について	<ul style="list-style-type: none"> 山下ふ頭 約43ha 設置運営事業者が使用できるよう、土地所有者等と協議する等必要な準備を進めていく。 借地借家法第23条に基づく事業用定期借地権の設定による土地使用権原の付与等を想定し、土地所有者等と協議等の準備を進めていく。 	<p>特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項（I R整備法第6条第2項第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域の所在地及び敷地面積 当該区域の土地に関する権利関係並びに土地をI R事業者を使用させる方法及びその条件等

横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針(案)の記載事項	主な内容	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)の主な内容(I R 整備法第 6 条第 2 項)												
<p>第4 特定複合観光施設を構成する施設の種類の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項</p> <p>1 特定複合観光施設 2 M I C E 施設 (国際会議場施設及び展示等施設) 3 魅力増進施設 4 送客施設 5 宿泊施設 6 カジノ施設 7 観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 8 設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項 9 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 10 設置運営事業者に求める費用 11 履行保証金等 12 事業スケジュール</p>	<p>1 特定複合観光施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 施設は、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設及びカジノ施設から構成される一群の施設 (これらと一体的に設置され、及び運営される観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 (以下「来訪及び滞在促進寄与施設」という。)) を含む。) であって、民間事業者により一体として設置され、及び運営される。 <p>2 M I C E 施設 (国際会議場施設、展示等施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>パシフィコ横浜とのコラボレーションにより、アジアを代表する M I C E 都市横浜を実現するため、施設規模については、表 1 の①②を要件とする。</u> <p>【表 1】</p> <table border="1" data-bbox="994 457 1706 640"> <thead> <tr> <th></th> <th>国際会議場施設 最大の会議室収容人数</th> <th>展示等施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000 人以上～3,000 人未満</td> <td>12 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000 人以上～6,000 人未満</td> <td>6 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000 人以上</td> <td>2 万㎡～6 万㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>3、4 略</p> <p>5 宿泊施設 3,000室以上</p> <p>6 カジノ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カジノ行為を行える区域の面積は延床面積の 3 % 以下であること ・ 20歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から分離され、 I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた適切な配置計画、デザイン等となっていること ・ 施設の入口に設置した入退場ゲート、監視カメラ等と最新技術が連携したシステムを活用した実効性のある入退場時の本人確認の徹底により、厳格な入退場管理、入場規制を行うこと ・ エレガントで落ち着いた内装であり、非日常を感じられる大人の社交場として相応しいドレスコードを設ける等、品位と清潔感ある空間を演出すること <p>7 略</p> <p>8 設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>景観デザイン、スマートシティの実現、環境と調和・共生した持続可能なまちづくり、インクルーシブなまちづくり、危機管理・防災対策及び健康・衛生の確保、観光・経済の活性化、市民活動機会の提供や啓発、 I R 区域への交通アクセスや誘客・送客機能の強化、 I R 区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等、 I R 区域の緑地等整備、 C I Q 施設等として活用可能な屋内空間の整備、市が実施する周辺地域のインフラ整備等への協力</u> <p>9 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本型 I R においては、特定複合観光施設区域の整備の推進に係る目的の公益性、運営主体の廉潔性、副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと等を前提に、本来刑法で禁止されているカジノ事業が例外的に特権として認められるものである。従って、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響については、徹底的に排除する必要がある。</u> ・ <u>設置運営事業者は、市、神奈川県、公安委員会・県警、関係団体等と連携しつつ、責任あるゲーミング (Responsible Gaming) の観点から講ずるギャンブル等依存症対策、治安悪化への対策や青少年への悪影響の対策等、 I R 関係法令等で義務付けられた措置を含むカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を、以下に掲げる基準・要件等を充足の上、自らの創意工夫とノウハウを最大限生かして適切に実施すること</u> <p>10 設置運営事業者に求める費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要するすべての費用 (区域整備計画の作成 (市が実施する施策及び措置に関する部分を除く)) 及び各種許認可等の申請に要する費用等並びに本事業を開始するまでに要する費用を含む) を自ら負担する。</u> ・ <u>インフラに係る整備費用・管理費用等については、原則、 I R 区域内を設置運営事業者が、 I R 区域外を市等が負担する。</u> <p>11 履行保証金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本協定、実施協定や事業用定期借地権設定契約等に基づき、設置運営事業者が負う債務の履行を担保するため、履行保証金の預託、親会社等による保証等を求める。</u> <p>12 略</p>		国際会議場施設 最大の会議室収容人数	展示等施設	①	1,000 人以上～3,000 人未満	12 万㎡以上	②	3,000 人以上～6,000 人未満	6 万㎡以上	③	6,000 人以上	2 万㎡～6 万㎡	<p>特定複合観光施設を構成する施設の種類の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項 (I R 整備法第 6 条第 2 項第 3 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置及び運営を求める施設の種類の種類、機能及び規模 ・ I R 事業として実施することを I R 事業者に対して求める事業 ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために実施することを I R 事業者に対して求める取組 ・ I R 区域の整備に係るスケジュール等
	国際会議場施設 最大の会議室収容人数	展示等施設												
①	1,000 人以上～3,000 人未満	12 万㎡以上												
②	3,000 人以上～6,000 人未満	6 万㎡以上												
③	6,000 人以上	2 万㎡～6 万㎡												

横浜特定複合観光施設設置運營業実施方針(案)の記載事項	主な内容	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)の主な内容(I R整備法第6条第2項)
<p>第5 設置運營業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項</p> <p>1 設置運營業予定者の募集及び選定に係る基本的な考え方 2 設置運營業予定者の選定手順及び選定方法 3 応募者の参加資格要件等 4 応募に関する留意事項 5 設置運營業予定者選定後の手続</p>	<p>・市は、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等に基づいて公募し、設置運營業予定者を、透明性及び公平性の確保に配慮した上で選定する。 ・設置運營業予定者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。 ・市は、設置運營業予定者の選定に当たり、公平かつ公正な審査を行うため、外部有識者からなる横浜市特定複合観光施設設置運營業者選定等委員会を設置する。</p>	<p>設置運營業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項(I R整備法第6条第2項第4号)</p> <p>・応募者の参加資格要件、応募に当たり提出を求める書類、民間事業者の選定手続、選定基準及び選定に係るスケジュール等</p>
<p>第6 設置運營業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項</p> <p>1 事業実施上の義務 2 資産の保有義務等 3 設置運營業者の権利義務等に関する制限及び手続 4 設置運營業者の責任の履行確保の方法 5 計画及び報告 6 本事業におけるリスク及びその分担の在り方 7 本事業の継続が困難となった場合の措置 8 事業期間終了時の取扱い 9 金融機関又は融資団と市との協議 10 I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等 11 地域における合意形成</p>	<p>1 事業実施上の義務</p> <p>・ I R関係法令等及び基本方針に則り、設置運營業を実施する義務 ・関係法令等、本実施方針、実施協定、認定区域整備計画、事業条件書及び提案書類等に従い、設置運營業を実施する義務(なお、設置運營業者による重大な義務の不履行等一定の場合には、実施協定の定めるところにより、市は本事業の実施に介入することができる。)</p> <p>2 資産の保有義務等</p> <p>・市の事前の承諾なく、事業体制の変更(解散、合併等)や主要な資産の譲渡・担保権の設定等を行ってはならない。</p> <p>3 設置運營業者の権利義務等に関する制限及び手続</p> <p>・設置運營業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、実施協定上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びに、これらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。</p> <p>4、5 略</p> <p>6 本事業におけるリスク及びその分担の在り方</p> <p>・本事業におけるリスクは、実施協定等に特段の定めのない限り、原則として設置運營業者が負うものとする。以下、例外的に設置運營業者の実施協定上の義務の履行を免責することがある場合等を例示する。 (1)不可抗力 (2)法令等変更</p> <p>7 本事業の継続が困難となった場合の措置</p> <p>・本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、市又は設置運營業者は、実施協定の定めるところに従い、実施協定を解除することができる。 ・解除に当たり、市は、必要に応じて国土交通大臣への区域整備計画の認定の取消し申請等必要な手続を行う。</p> <p>8 事業期間終了時の取扱い</p> <p>・市は、事業期間が終了する場合には、事業承継又は再公募等による設置運營業の継続を検討するものとし、設置運營業者は、事業承継又は再公募等による設置運營業の継続やその他の事業の実施に向けての円滑な引継ぎに協力する。</p> <p>9、10、11 略</p>	<p>設置運營業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項(I R整備法第6条第2項第5号)</p> <p>・長期間にわたって、安定的かつ継続的な I R事業の実施を確保する必要があることから、 I R事業者の責任の履行確保の方法や、 I R事業におけるリスク及びその分担の在り方等を示すこと ・ I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して、市及び公安委員会が実施する施策及び措置に係るもの ・民間事業者の選定後は、当該民間事業者の株主又は出資者(「コンソーシアム」の構成員等)の変更について承認を行う等の必要な手続 ・ I R区域の周辺地域の開発及び整備並びに交通環境の改善等に関して、 I R事業者が金銭の負担を求める場合には、その負担の内容及びその金額</p>
<p>第7 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項</p> <p>1 カジノ収益を活用した滞在型観光を実現するための施策・措置 2 設置運營業者におけるカジノ事業の収益の I R施設の整備・設置運營業の事業内容の向上・市が実施する施策への協力等への活用の在り方 3 認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金</p>	<p>・「横浜 I R」は、観光先進国の実現に向けた日本型 I Rの整備の意義を十分に踏まえ、横浜において世界最高水準の I Rを、都心臨海部と一体的に整備・融合し、観光・経済にイノベーション(革新)をもたらすことで、横浜を「世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へ導き、“魅力ある都市横浜のさらなる飛躍”と“将来にわたる横浜市民の豊かな暮らし”を大使かなものとする。もって、我が国の観光・経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目標としている。 ・市は設置運營業者が、この目標の確実な実現に向けて市とともに推進体制の中心的役割を果たし、関係団体等と緊密に連携して取り組むことを求める。 ・当該規定の趣旨は、カジノ事業が I R区域の整備の推進のために特別に認められるものであることに鑑み、本事業に求められる公益性を達成するためには、カジノ事業の収益を十分に活用して、 I R区域において必要となる新たな施設の整備や既存の施設の更新を行い、また、市等が行う認定区域整備計画に関する施策へ協力することにより、 I R区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を引き付ける国際競争力を維持向上していくことが求められることを踏まえたものである。設置運營業者は、これらの趣旨を踏まえ、必要な再投資・地域貢献を行うものとする。</p>	<p>カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項(I R整備法第6条第2項第6号)</p> <p>・ M I C E誘致のための施策及び措置や、周辺地域及び広域的な観光ルートの設定等のインバウンドの促進のための施策及び措置 ・これらの施策及び措置に関して I R事業者が協力を求めたい事項等</p>

横浜特定複合観光施設設置運営事業実施方針(案)の記載事項	主な内容	特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)の主な内容(I R 整備法第 6 条第 2 項)
<p>第8 <u>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項</u></p> <p>1 基本的な考え方 2 ギャンブル等依存症対策 3 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 4 青少年の健全育成</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜 I R の実現に当たって、市は、国が定めた「世界最高水準の規制」と言われる I R 整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に推進する。 I R 整備法においては、国及び関係地方公共団体の責務として、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置を講ずることが、位置付けられている。これらを踏まえ、市、国、県、公安委員会・県警、設置運営事業者、関係団体等、あらゆる関係者が強固に連携・協力し、I R 関係法令その他関連法令等に基づき確実に各々の役割を果たす必要がある。 カジノに起因する治安や依存症等に対する市民の懸念や不安があることを十分踏まえ、誰もが安心して横浜 I R を訪れられるように、先進事例を学ぶとともに、横浜の実情を踏まえ、最適対応策を検討・実施し、「安全・安心対策の横浜モデル」を関係者が一体となって構築する。 設置運営事業者は、自らの創意工夫とノウハウを最大限に生かして、市等が行う施策に協力すること。 <p>2 ギャンブル等依存症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症については、I R 整備法、ギャンブル等依存症対策基本法や神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画(仮称)の関係法令等に基づくとともに横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)などを踏まえ、アルコールや薬物等他の依存症を含め総合的に依存症対策に取り組む。 依存症への総合的な取組 ギャンブル等依存症の対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係機関・団体とも連携しながら、総合的に取組を進める。また、ゲーム障害、ネット依存等新たな依存についても普及啓発等を進める。さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面、人材面でも大きな役割を果たすように協議を進める。 予防教育の実施 高校の保健体育における依存症教育の実施や、ゲーム障害、ネット依存等新たな依存を含めた子ども、青少年等に対する予防の普及啓発の実施 事業者や研究・専門機関との研究 国の研究結果等の分析・活用、事業者や専門機関等との研究による効果的な依存症対策の検討、研究面でも大きな役割を果たしてもらうための横浜市立大学との協議 調査による実態把握 定期的な依存症の実態調査の実施、依存症者支援に関する調査及び関連調査の活用、「エビデンスに基づく政策形成(E B P M)」の手法を活用することによる事業の強化・改善 <p>3 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> I R 区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえるとともに、国内外からの来訪者が数多くいることを鑑み、各関係者と適切に連携し、防犯体制の強化、犯罪発生時はもとより平時からの情報共有及び連絡体制の確保、防犯訓練における協力体制の確保、暴力団等の排除のための連絡体制の確保、性風俗関連特殊営業の規制等に取り組む、犯罪の発生の予防、秩序の維持、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持に万全を尽くす。 <p>4 青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> I R 区域及びその周辺地域における商業施設、繁華街、住宅、学校等の立地状況を踏まえつつ、周辺地域の学生や住民向けの依存防止に係る啓発活動、I R 区域や周辺商業施設における青少年の保護育成等に適切に取り組む、青少年の健全育成に万全を尽くす。 	<p>カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項(I R 整備法第 6 条第 2 項第 7 号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市及び公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを記載するほか、必要に応じ、県等が実施する施策及び措置 これらの施策及び措置に関して I R 事業者と協力を求めたい事項等
<p>第9 <u>その他事業の実施に関し必要な事項</u></p> <p>1 本事業における廉潔性の確保 2 実施方針に関する質問・回答 3 実施方針の変更 4 情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市は、本事業において公正性及び透明性の確保を徹底するため、本事業に係る職員が遵守する「I R (統合型リゾート)に関する事業者対応の取扱い」を定め、廉潔性を確保している。設置運営事業予定者の公募及び選定に際しては、さらに接触規定を設け、本事業の廉潔性を確保する。 	